

**令和 5 年度
公園等における持続的な協働の取組に向けた
新制度等検討業務委託
仕様書**

1 適用範囲

本仕様書は、「令和 5 年度公園等における持続的な協働の取組に向けた新制度等検討業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

2 業務目的

本市の公園等の管理運営については、管理運営協議会・公園緑地愛護会等との協働の取組により支えられているが、各団体は高齢化や世代交代の停滞といった課題が生じている。一方で、公園の多様な可能性などが全国的にも再認識されており、本市においても市民の暮らしを支え、高めるなどの新たな活動が芽生えている。

このような中で本市が築いてきた協働の取組の持続性を確保し、さらに発展させるため、「市民等のしたい」が実現しやすい「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」を目指した取組に令和 4 年度から着手しており、令和 5 年度については、既存の活動団体との勉強会を実施するとともに、3 区を対象に新たなプログラムづくりに向けた多様な主体が参加するワークショップ等を開催し、公園等における持続的な協働の取組に向けた制度づくりを行うことを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和 6 年 3 月 29 日までとする。

4 業務対象範囲

川崎市内の公園緑地等

5 業務内容

公園で活動する既存の自治会、公園の利活用に関心のある団体、教育機関、企業などを対象に、公園等における持続的な協働の取組に向けた新制度の検討について周知し、公園の活用について意見交換や市民等がしたいを実現するプログラムづくりに向けたワークショップを開催する。また、ワークショップの結果等を踏まえ、新たな担い手となる企業・団体・個人等によるプログラムを実証実験として実施する際の支援を行い、制度としてとりまとめる。

（1）新たな担い手候補へのヒアリング

川崎市内の公園を活用し様々な取組を行っている新たな担い手候補（団体や個人）に対し、公園等における持続的な協働の取組に向けた取組の方向性について、

意見を確認し、活用の可能性についてのヒアリングを行う。

（２）勉強会の運営補助（開催箇所：７区（各１回））

公園で活動する既存団体を対象に、公園等における持続的な協働の取組に関する情報を共有するとともに、新たな取組による効果についてイメージや事例を紹介し、活動団体の意見を確認するための運営補助を行う。

・主な対象：既存活動団体

（３）ワークショップの実施（開催箇所：３区）

市民や活動されている団体・企業・教育機関等を公募し、公園等における持続的な協働の取組についての周知と、市民等がしたいを実現するプログラムづくりに向けたワークショップを区ごとに各３回行う。

・主な対象：開催区に在住の方、開催区で活動されている団体や事業者

（４）実証実験の支援と結果の分析

ワークショップに参加した新たな担い手による実証実験の企画、準備、及び実施の支援を行う。実証実験の試行は３回とする。

１）企画・準備の支援

新たな担い手と打合せを行い、実証実験の企画検討や準備の支援を行う。

打合せは６回を想定する。

実証実験の実施に必要な資材、備品、消耗品の購入、広報用のチラシ作成を行う。

２）当日運営支援

実証実験当日の運営支援を行う。

３）実施結果の記録と効果検証

実証実験の実施記録をとりまとめる。また、参加者アンケートや運営主体へのヒアリングなどを行い、実証実験の結果を検証し、新制度等検討に向けた課題を整理する。

（５）ワークショップや実証実験の情報発信

ワークショップや実証実験について、チラシ等の印刷物やホームページや SNS 等による事前広報や実施結果についての情報発信を行う。なお、過年度のホームページや SNS の取組を引き継ぐものとする。

（６）公園等における持続的な協働の取組に向けた新制度（案）の検証

実証実験の検証結果から、公園等における持続的な協働の取組に向けた新制度の方向性、枠組み、コンセプト、運営体制、事業スケジュール等を検証し取りまとめる。

（７）プログラム（仕組み）（案）の作成

制度を持続可能なものとするために、制度運用の基本的な仕組みを整理したプログラム（案）を作成する。

（８）成果品のとりまとめ

（１）から（７）の業務について報告書としてとりまとめる。

（９）打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時３回、完了時の計５回とする。

６ 成果品

下記成果品を納入する。

- ・（仮称）新制度紹介ガイドブック（Ａ５ カラー製本） 50 ページ程度 1500 部
- ・報告書（Ａ４版、ファイル綴じ） 1 部
- ・報告書電子データ 1 式（正・副２部）

※Microsoft Word、Microsoft Excel、Power Point など編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式で CD-R や DVD-R 等の媒体で提出するものとする。

成果品は電子データ（CD-R 等）で納品する。電子データは「川崎市電子納品要領」により作成し、正・副２部提出する。ただし、川崎市電子納品要領に従い納品されたデータの内容を確認するため、電子納品されたデータを印刷し報告書として提出すること。

また、受託者は業務の完了後であっても、内容に誤りが発見された場合、本市の請求により直ちに成果品の修正を行わなければならない。

７ その他

- （１）利用者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- （２）本業務において得られた情報は、委託者に帰属するものとし、受託者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- （３）本業務の成果については、委託者に帰属するものとする。
- （４）本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定する。